

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例運用細則

平成19年3月20日

改正 令和2年11月1日

令和3年4月1日

(この運用細則の趣旨)

第1条 この運用細則は、尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成18年尼崎市条例第62号。以下「条例」という。）及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則（平成19年尼崎市規則第10号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規則第2条第3号の市長が別に定める施設)

第2条 規則第2条第3号の市長が別に定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。以下同じ。）の用に供する施設でその客室の全部が1人の宿泊等客に利用させるためのもの（その寝室の床面積が6平方メートル（当該寝室内に寝台を置く場合にあっては、8平方メートル）未満であるものに限る。）であるもの
- (2) 飯場、番屋その他の工事等の現場で作業を行う者の宿泊及び食事のための施設
- (3) ネットカフェ、コミックカフェその他の来店客に電子計算機、書籍等を取り扱わせるための施設で寝具が置かれているもの

(事前相談)

第3条 市長は、市域内において次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者に対して、あらかじめ、事前相談依頼書（第1号様式）の提出を求め、必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 遊技場の用に供する建築物若しくはその部分の建築その他これに相当する行為若しくは遊技場の用に供する工作物等の築造等で建築物の建築に相当するもの、遊技場の用に供するための建築物若しくはその部分の大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為若しくは遊技場の用に供するための工作物等の修繕若しくは模様替えで建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに相当するもの又は遊技場の用に供するための建築物等の用途の変更
 - (2) 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設（以下「特定旅館業施設」という。）の用に供する建築物若しくはその部分の建築その他これに相当する行為若しくは特定旅館業施設の用に供する工作物等の築造等で建築物の建築に相当するもの、特定旅館業施設の用に供するための建築物若しくはその部分の大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為若しくは特定旅館業施設の用に供するための工作物等の修繕若しくは模様替えで建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに相当するもの又は特定旅館業施設の用に供するための建築物等の用途の変更
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、条例付則第4項第2号又は第3号のいずれかに該当する行為
- 2 前項の事前相談依頼書には、別表に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が必要ないと認める図書については、この限りでない。
- 3 市長は、第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する行為を行おうとする者に対して必要な指導又は助言を行う場合において、必要があると認めるときは、条例第13条の規定に基づき、審議会の意見を聴くことができる。

(同意申請書)

第4条 条例第4条第2項に規定する同意申請書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(規則第3条第1項第6号の市長が必要と認める図書)

第5条 規則第3条第1項第6号の市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 第11条の書面
- (3) 事業予定地の登記事項証明書（自己所有地でない場合は、その土地の使用権原を有していることを証する書類を含む。）
- (4) 敷地の利用計画図
- (5) 施設の利用平面図
- (6) 施設の立面図で4面以上において外観の色彩及び意匠が分かるもの
- (7) その他市長が必要と認める図書

(同意の通知)

第6条 市長は、条例第4条第2項の規定による申請（以下「同意申請」という。）があった場合において、同条第1項に規定する同意（以下「同意」という。）をしたときは、当該同意申請を行った者（以下「申請者」という。）に規制対象施設建築等同意通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(事業内容等の変更の届出)

第7条 申請者は、同意に係る事業内容等を変更しようとするときは、あらかじめ、規制対象施設建築等変更届出書（第4号様式）に規則第3条第1項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

(同意申請の取下げ)

第8条 申請者は、同意申請を取り下げるときは、規制対象施設建築等同意申請取下書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(表示板)

第9条 条例第6条第1項の規定により掲出される表示板の様式は、第6号様式のとおりとする。

2 規則第5条に規定する規制対象施設建築等表示板掲出届出書の様式は、第7号様式のとおりとする。

(規則第4条第5号の市長が必要と認める事項)

第10条 規則第4条第5号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会についての問合せ先の電話番号
- (2) 予定地の位置
- (3) 設計者又は代理人の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称並びにその代表者の氏名）
- (4) その他市長が必要と認める事項

(説明会結果報告書)

第11条 条例第7条第2項に規定する書面の様式は、第8号様式のとおりとする。

(条例第10条第1項に規定する対象工事の着手時期)

第12条 条例第10条第1項に規定する対象工事に着手した時期は、その規制対象施設に係る建築物等の基礎の工事に着手した時点とする。

(着工等の通知)

第13条 規制対象施設の建築等を行おうとする者は、建築等に着手したときは工事着手届出書（第9号様式）を、建築等が完了したときは工事完了届出書（第10号様式）を、速やかに、

市長に提出しなければならない。

(規則第12条第6号ア(ア)及び(イ)並びに同号イ(ア)に規定する寝室の床面積)

第14条 規則第12条第6号ア(ア)及び(イ)並びに同号イ(ア)に規定する寝室の床面積は、睡眠の用に供する部分の床面積の合計(設備等及び共用部分等の床面積を除く。)とする。

(規則第12条第9号の市長が別に定める技術的基準)

第15条 規則第12条第9号の市長が別に定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室(通常客の宿泊又は休憩の用に供する部屋をいう。以下同じ。)の内部に設けられている浴室にあつては、必要以上の広さを有しない構造で、当該浴室の内部がその外部から容易に見えないものであること。
- (2) 客室内の内装は、天井及び壁面の仕上げ材に鏡等を用いず、清楚なもので仕上げた構造であること。
- (3) 建築物等並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)の形態、意匠及び色彩は、都市美の景観上の配慮がなされたもので、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 建築物等の外観は、意匠が奇抜なものでなく、風格及び品格が備わるよう努めたものであること。
 - イ 建築物の屋根及び建築物等の外壁等には、過度の装飾若しくは突起物等又は過度の明るさの照明設備を設けたりしたものでないこと。
 - ウ 建築物等の外壁の色彩は、尼崎市都市美形成計画で定める色彩基準を満たすこと。
 - エ 高架水槽又は屋上部分の階段室を覆う広告物等の大きさは、その覆う程度の最低限のもの(その最低限のものが尼崎市屋外広告物条例施行規則(平成21年尼崎市規則第10号)別表第1 2 個別基準(1) 屋上を利用するものに規定する大きさを超えるときは、その大きさ)とすること。
 - オ ネオンサイン等は、色彩が白色又は白色を基調とした3色以内のものであり、ネオン管灯を順次又は一斉に点滅させる方式のものでないこと。
- (4) 建築物等の敷地内に緑化を行うことにより、景観上好ましいものとするよう努めること。ただし、玄関、駐車状況等を遮蔽することにならないこと。

(規則第13条第2号の市長が認める場合)

第16条 規則第13条第2号の市長が認める場合は、次に掲げる要件の全てを備える場合とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症がまん延しており、当分の間、その収束を見込むことができない状況であると認められるとき。
- (2) 旅館業又はそれ以外の業種の接客等の現場における相次ぐ感染の事実の発生等により、玄関帳場等においてビニールカーテン、透明シート等の設置を講じてもおお感染防止のための措置が十分でないとき。

(規則第13条第2号の市長が別に定める方法による受付)

第17条 規則第13条第2号の市長が別に定める方法による受付は、常時鮮明な画像の機能を有する映像カメラ等を利用して宿泊等客の本人確認、出入りの状況の確認等を行うことができる面接(当該宿泊等客が面接する宿泊等施設内の場所と当該場所から遠隔された場所(当該宿泊等施設内のものに限る。))との間で行われる面接に限る。)による受付とする。

(規則第13条第5号の市長が別に定める要件)

第18条 規則第13条第5号の市長が別に定める要件は、次の各号のいずれかに該当する図画等で性的感情を刺激し、青少年の健全育成に支障を来し、若しくは付近の住民の生活環境を損ない、又はこれらのおそれがあると認められるものがその宿泊等施設の外観において表示されていることとする。

(1) 人間の裸の写真、絵等の図画

(2) 「ラブホテル」、「SMプレイ」、「ローションマット」、「SEX」その他これらに準ずる文字又は図画で性愛又は性交を想像させるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、その宿泊等施設が、性的営みの相手方を同伴する客が専ら性的営みを行うために利用するものであることを容易に想像させる図画

(施行の細目)

第19条 この運用細則に定めるもののほか、条例及び規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この運用細則は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この運用細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項の規定により添付される図書）

(1) 特定旅館業施設の用に供する建築物等

No.	図書の種類	備考
1	遊技場・特定旅館業施設概要書	遊技場・特定旅館業施設概要書（第1号様式の2）
2	付近見取図	S = 1 / 2, 500
3	配置図	S = 1 / 100又は1 / 200 （土地利用計画図）
4	各階平面図	S = 1 / 100又は1 / 200
5	平面詳細図	S = 1 / 20～1 / 50。少なくとも、客室（ベッドの位置及びシングル、ダブル等の名称を明示したもの）、ロビー、応接室・談話室、宴会室、会議・催物室、食堂及び喫茶室を明示したもの
6	立面図	4面以上で外観の意匠及び色彩を明示したもの
7	断面図	1棟につき1断面以上
8	客室仕上表	客室及び浴室の仕上表及び色彩リスト
9	外部仕上表	外壁及び屋根の仕上表及び色彩リスト
10	各階床面積求積図	壁芯又は柱芯による求積（建築基準法上の床面積）
11	各室求積図	各階別各室面積表（第1号様式の3）（客室、ロビー、応接室・談話室、宴会室、会議・催物室、食堂及び喫茶室の内法による有効床面積による。）
12	客室求積図	客室タイプ別求積図（第1号様式の4）（タイプ別に内法有効床面積による。）
13	営業計画概要書	営業計画概要書（第1号様式の5）
14	看板、広告塔、ネオン等の書	設置箇所、形状、意匠及び色彩等を明示した図面
15	既存施設等の関係図書（条例付則第4項第2号又は第3号に掲げる行為を行う場合に限る。）	既存施設等に係るNo.3～7、11、12及び14の各図書並びに既存施設等の概要書
16	現況写真	敷地状況写真2方向以上（既存施設等にあつては、当該既存施設等の内部を含む。）
17	その他市長が必要と認める図書	地番図、権利関係を証明する書面（登記事項証明書、契約書、使用承諾書等）その他必要と認める図書

(2) 遊技場の用に供する建築物等

No.	図書の種類	備考
1	遊技場・特定旅館業施設概要書	遊技場・特定旅館業施設概要書（第1号様式の2）
2	付近見取図	S = 1 / 2, 500
3	配置図	S = 1 / 100 又は 1 / 200 (土地利用計画図)
4	各階平面図	S = 1 / 100 又は 1 / 200
5	平面詳細図	S = 1 / 20 ~ 1 / 50。少なくとも、遊技室(遊技機、カウンター等の位置等を明示したもの)、景品交換所及び玉売場等を明示したもの
6	立面図	4面以上で外観の意匠及び色彩を明示したもの
7	断面図	1棟につき1断面以上
8	外部仕上表	外壁及び屋根の仕上表及び色彩リスト
9	各階床面積求積図	壁芯又は柱芯による求積（建築基準法上の床面積）
10	各室求積図	遊技室、景品交換所、玉売場等の内法による有効床面積
11	遊技室展開図	ぱちんこ台等縦型に遊技機を設置する場合は、遊技機の設置面ごとに作成する。 S = 1 / 100、S = 1 / 200
12	看板、広告塔、ネオン等の図書	設置箇所、形状、意匠及び色彩等を明示した図面
13	既存施設等の関係図書(条例付則第4項第2号又は第3号に掲げる行為を行う場合に限る。)	既存施設等に係るNo.3～7、9、10及び12の各図書並びに既存施設等の概要書
14	現況写真	敷地状況写真2方向以上（既存施設等にあつては、当該既存施設等の内部を含む。）
15	その他市長が必要と認める図書	地番図、権利関係を証明する書面（登記事項証明書、契約書、使用承諾書等）その他必要と認める図書